

株式会社 F・ジャパン

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘25-3

TEL 0739-26-7297 FAX 0739-26-0506 HP : <https://f-japan.holy.jp>

AED(自動体外式除細動器)を設置しました。

誰でも、不測の事態は、いつ発生するかわかりません。発生したとき、救急車を呼んで、病院へ搬送することが生命を救う第一歩となります。救急車が到着するまでの数分間の処置は、大切と言われています。

人にやさしく、あたたかく感じることは、素敵なことです。

— AED(自動体外式除細動器)とは —

AED(自動体外式除細動器)とは、突然死の原因となる心室細動(心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器で、医療従事者でない人でも使用できます。

最近では、医療機関だけでなく、学校、駅、公共施設、商業施設を中心、急速に普及しています。また、現場に居合わせた人が、AEDを使用して命を救った事例が増えてきました。

○ AEDを用意すべき行事

- マラソン大会など突然死のリスクがあり、かつ、広範なエリアで競技を行うもの
- 心臓震盪のリスクを伴うスポーツを行う少年スポーツ団体(野球・サッカー・ラグビー・空手など)



— AED(自動体外式除細動器)貸出制度について —

AEDが設置されていない場所で実施される、多数集まるイベント等の参加者に心肺停止等不測の事態が発生した際の早急な救急救命活動に備えるため、行事を主催する団体等に無料でAEDを貸し出します。

【貸出対象者】

次のいずれにも該当する行事を行おうとする団体の代表者です。

- (1) 営利を目的としない
- (2) おおむね10人以上参加する

【貸出要件】

次のいずれかに該当する者が貸出対象行事開催中、会場に常時配置されている場合に限ります。

- (1) 医師、看護師、救急救命士
- (2) 消防署その他によるAEDを使用した救命講習を修了している人又はこれに準ずる人

【貸出期間】

貸出日、返却日を含めて7日間以内です。

【貸出費用】

無料です。ただし、故意又は過失により亡失や破損した場合の費用は、借受者に負担していただきます。

【申請方法】

AED貸出申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、当社へ提出してください。

※申請は貸出希望日の3ヶ月前から1週間前までに行ってください。

※現在、貸出用AEDは1台です。希望者多数の場合、御希望に添えない場合

がありますことをあらかじめ御了承ください。

【添付書類】

申請には次の書類を添えてください。

- (1) 貸付要件にある配置する資格者の資格免許証又は救命講習等修了証の写し

- (2) 資格免許証等の本人確認ができる書類(運転免許証等)の写し

- (3) プログラム、企画書その他実施する行事の目的、会場、内容等が分かる書類



機器:セコムAED3100



お気軽にご相談ください！ ご相談だけでもかまいません
私たちは、お客様一人ひとりに合わせた保険をコンサルティングいたします。